

「脱炭素技術海外展開イニシアティブ」
日本企業製品を対象とした脱炭素技術公開審査
(募集要項)

令和6年4月
外務省国際協力局気候変動課

1 背景

2020年にパリ協定の本格運用が開始され、持続可能な開発目標(SDGs)においても、気候変動は目標13と定められるなど、世界の脱炭素化への取組は、喫緊の課題となっています。我が国は、2020年10月の菅総理の所信表明演説において、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとする、カーボンニュートラルの実現を目指す旨宣言しました。我が国は「自国が決定する貢献(nationally determined contribution: NDC)」において、2030年度に2013年度と比較して26%の温室効果ガス削減を表明しており、着実に削減実績を積んできております。これは、日本の優れた脱炭素技術に支えられたものでもあります。

多くの途上国においてはこうした高いレベルの脱炭素技術が導入されておらず、世界全体での温室効果ガス削減を進めていくためには、これらの途上国における取組の進展が急務です。これらの途上国支援のために現地で活動している日本のNGOと日系企業のニーズをマッチングさせ、日本NGO連携無償資金協力(以下、「N連」)等による事業形成を通じて、途上国への脱炭素技術の導入を支援するスキームとして「脱炭素技術海外展開イニシアティブ」を令和3年度から立ち上げました。

2 日本企業製品を対象とした脱炭素技術公開審査

本イニシアティブを通じて、脱炭素技術関連製品又は製品パッケージの開発途上国への展開を目指す日本企業(メーカー)は、その製品/製品パッケージを関連製品リストに掲載するための審査に応募することができます。応募があった製品について外部審査委員会による公開審査を実施し、妥当と認められた製品等は既存のリストに追記されます。この審査では、気候変動対策や価格妥当性の観点から製品等を評価します。

製品等のリストは外務省ホームページに掲載され、例えばN連等の案件形成の際に参照されます。日本のNGO等が同リストに記載された製品・パッケージを活用した案件実施を希望する場合、NGO等は当該製品・パッケージを活用したプロジェクトをN連等に申請します。その後、N連等における通常の案件審査手続により、案件の審査・採択が行われます。

外務省気候変動課及び在外公館は、必要に応じ当該製品・パッケージを活用した案件形成に際し、日本のNGOと日本企業とのマッチングを支援します。

外部審査委員会は、外務大臣が委嘱する、気候変動対策、脱炭素技術、環境アセスメント、開発途上国支援等の専門家により構成され、外務省気候変動課が事務局を務めます。

3. 本イニシアティブにおける脱炭素技術を用いた製品又は製品パッケージの定義

本イニシアティブにおける「脱炭素技術を用いた製品又は製品パッケージ」とは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類等の温室効果ガス削減等を通じて地球温暖化の緩和に貢献する技術を用いた製品、又は、当該技術を用いた製品とその他製品を合わせたパッケージを指します。

4. 対象となる脱炭素技術を用いた製品・パッケージの例

脱炭素技術を用いた製品・パッケージの代表的な例としては、以下が挙げられますが、これら以外の技術についても外部審査委員会の審査により適格と認められた場合にはリストに掲載されます。

- ・再生可能エネルギー発電（太陽光発電、小規模水力発電、風力発電、バイオマス発電、地熱発電）
 - ・水素利用機器
 - ・蓄電池
 - ・高効率空調機器
 - ・建築物の省エネ性能向上製品（断熱ガラス、断熱材等）
 - ・フロン類回収・破壊装置
 - ・森林育成・緑化（植林に限定される場合は対象外）
 - ・再エネ電源や蓄電池等と組み合わせたインフラ（電力供給、水供給、灌漑等）
 - ・再エネ電源や省エネ機器等と組み合わせた施設

なお、N連においては、車両供与は原則として支援対象ではないため、電気自動車（EV）等の環境対応車は応募対象となりません。

また、N連では先端技術の開発・研究支援は対象外となるため、既に国内外において十分な導入実績のあるものに限定されます。

採択された製品・パッケージの例はホームページに掲載のリストをご覧ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100211252.pdf>

5. 審査基準

- ・当該製品・パッケージを導入することによって、開発途上国における温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類等）の削減に貢献するか。
- ・当該製品・パッケージの導入や運用に関する費用は、NGO等が活用するものとして妥当か。NGO等が現地で実施する比較的小規模な活動との親和性があり、相乗効果が期待でき

るか。

- ・削減量当たりの費用（t-CO2/円）は妥当か。
- ・当該製品・パッケージは、国内外において既に導入実績のある製品か（N連では先端技術の開発・研究支援は対象外）。
- ・当該製品・パッケージの通常の使用可能年数は十分であるか。現地において長期間の継続使用に耐えうるものか。
- ・当該製品・パッケージの据付け・運用に際し、支援できるか。
- ・当該製品・パッケージの現地でのメンテナンス・修理体制に問題はないか。
- ・当該製品・パッケージの導入や運用による環境負荷はないか。
- ・当該製品・パッケージの廃棄に際する環境負荷はないか。ある場合、廃棄に際し適切な支援を提供できるか。
- ・当該製品・パッケージは、海外（現地）の市場において、類似の製品の有無等を確認することにより、（将来の）需要と競争力が認められるか、または期待できるか。
- ・当該製品・パッケージは、専門知識を有さない途上国の一般の人でも（オリエンテーション等により）リスク管理をふくめ、安全で継続した使用が可能であるか。また、企業はそのための支援を提供できるか。

以下の項目については参考情報として扱う。

- ・当該製品の導入が開発途上国における SDGs の推進に貢献するか。
- ・当該製品は、ISO14001（環境マネジメントシステム）、ISO9001（品質マネジメントシステム）など、製品の製造過程や品質の適性を確認できるものか。ISO 未取得の場合には、環境及び品質管理における社内の取り組みが十分か。

6. 提出書類

- (1) 申請書
- (2) 当該製品・技術のパンフレット等
- (3) 代表的な製品導入例の価格見積り

提出書類はデータと印刷物をそれぞれ1式提出すること。

7. 今後のスケジュール（予定）

令和6年4月22日	公開審査募集開始
令和6年5月24日	公開審査募集締め切り
令和6年6月中～下旬	外部審査委員会による製品・パッケージの審査・選定
令和6年7月上旬	更新された製品・パッケージリストの公表

（了）